

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 23 日 本紙第 5360 号

【法令名】

○薬事法施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 23 日 政令第 173 号

【管轄省庁】

厚生労働省

【施行期日等】

公布の日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

がんを使用される医薬品としてテムシロリムスという商品が製造販売、承認されることになり、この医薬品につき医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する。

* 要旨

医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、テムシロリムス及びその製剤を指定する。

(別表第 2 関係)

.....